

日本学術振興会

外国人研究者招へい事業

外国人特別研究員（一般、欧米短期、定着促進）

外国人招へい研究者（長期、短期、短期S）

平成 27 年度分・募集要項

平成 26 年 4 月

独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science : JSPS）は、諸外国の優秀な研究者を招へいし、我が国の研究者との共同研究、討議、意見交換等を行う機会を提供することにより、外国人研究者の研究の進展を支援すると同時に、外国人研究者との研究協力関係を通じて、我が国の学術研究の推進及び国際化の進展を図ることを目的とした事業を実施します。

2. 種別

招へいの内容等に応じて種別を設定しています。

種別	内容等
外国人特別研究員 （一般）【PF01】	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対して、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する。
外国人特別研究員 （欧米短期）【PF02】	博士号取得前後の優秀な欧米諸国 [注] の若手研究者に対して、1 か月以上 12 か月以内の期間内で、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する。 [注]この要項における欧米諸国は、アメリカ合衆国、カナダ並びに欧州連合（EU）加盟国（2014 年 4 月 1 日現在）及びスイス、ノルウェー、ロシアとします。
外国人特別研究員 （定着促進）【PF03】	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対して、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する。 将来、我が国の大学等で外国人研究者が常勤研究者として活躍する準備期間としての位置づけのもと、国際共同研究の進展、グローバル人材の育成等大学等の国際化を推進するために、外国人研究者を我が国の大学等で常勤職として採用する取り組みを促すことを目的とする。
外国人招へい研究者 （長期）【IF01】	諸外国の研究者を長期間招へいし、我が国の研究者と協力して研究を行う機会を提供する。

外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	優れた研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を行う機会を提供する。
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	卓越した研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、受入機関全体の研究活動への助言・協力及び関連するその他の学術研究機関においての講演会等を行う機会を提供する。

3. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野。

4. 申請資格

- 1) 外国人特別研究員（一般）【PF01】、外国人特別研究員（欧米短期）【PF02】、外国人招へい研究者（長期）【IF01】、外国人招へい研究者（短期）【IF02】、外国人招へい研究者（短期S）【IF03】

以下に掲げる我が国の科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者（PF01、PF02については、助教、助手を除く。）であって、外国人研究者の受入を希望する者。

[注] 常勤の位置づけについては、受入研究機関の定めによります。

- ①大学及び大学共同利用機関
 - ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - ③高等専門学校
 - ④文部科学大臣が指定する機関
- 2) 外国人特別研究員（定着促進）【PF03】

以下に掲げる我が国の科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている研究機関で、外国人研究者の定着促進を通じて研究、教育の国際化を目指す明確なビジョンを有し、本事業の採用期間終了後、受入研究機関が責任を持って外国人研究者を常勤研究者として雇用を予定している機関の長（受入研究者は、以下に掲げる機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者（助教、助手を除く。）であって、外国人研究者の受入を希望する者）。

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

[注1] 申請は大学等機関を単位とし、ひとつの大学等機関から複数の申請も可能です。

[注2] 常勤職の位置づけについては、受入研究機関の定めによります。

5. 招へいする外国人研究者の要件

種別	要件
外国人特別研究員 (一般)【PF01】	(1) 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。 (2) 日本における研究開始時点で博士の学位を有し、かつ、平成27年4月1日の時点で博士の学位取得後6年未満の者（平成21年（2009年）

	<p>4月2日以降に学位を取得した者)。常勤的職に就いているかどうかは問いません。</p> <p>[注] 過去にPF01、PF03に採用された者については、対象外とします。</p>
<p>外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】</p>	<p>(1) 2のPF02に掲げる国の国籍又は永住権を有する者。ただし、2のPF02に掲げる国以外の国籍又は永住権を有する者(日本と国交を有する国に限る。台湾及びパレスチナの者についてはこれに準じて扱う。)であっても、修士以上の学位を取得後、2のPF02に掲げる国の大学又は研究機関において、申請時に3年以上研究を継続中の者で、優れた研究業績を有する者を含む。</p> <p>(2) 日本における研究開始時点で、外国の大学院で取得した博士の学位を有し、かつ、平成27年4月1日の時点で、博士の学位取得後6年未満の者(平成21年(2009年4月2日以降に学位を取得した者)又は国外の大学院博士課程(博士後期課程相当)に在籍し、日本における研究開始時点から2年以内に博士の学位取得見込みの者。常勤的職に就いているかどうかは問いません。</p> <p>[注1] 過去に、PF01、PF02、PF03に採用された者については対象外とします。</p> <p>[注2] 申請時において日本の研究機関で研究に従事している者については対象外とします。</p> <p>[注3] 日本国籍者は、2のPF02に掲げる国の永住権を有していても対象外とします。</p>
<p>外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】</p>	<p>(1) 我が国と国交がある国の国籍を有する者(台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う)。</p> <p>(2) 日本における研究開始時点で博士の学位を有し、かつ、平成27年4月1日の時点で、我が国の大学の准教授に相当しており、博士の学位取得後10年未満の者(平成17年(2005年)4月2日以降に学位を取得した者)。常勤的職に就いているかどうかは問いません。</p> <p>(3) 本事業の採用期間終了後も、引き続き受入研究機関で常勤として研究、教育に従事することを希望する者。</p> <p>[注] 過去に、PF03に採用された者については対象外とします。</p>
<p>外国人招へい研究者 (長期)【IF01】</p>	<p>(1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者(台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。)。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。</p> <p>(2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、平成27年4月1日の時点で、我が国の大学の教授、准教授又は助教に相当していること。</p> <p>ただし、前記の研究職歴を有しない者でも、平成27年4月1日の時点で博士の学位取得後6年以上で、大学又は研究機関に於いて研究を継続している者を含む。</p>

	(3) 優れた研究業績を有する者。
外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	(1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。 (2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、平成27年4月1日の時点で、我が国の大学の教授、准教授に相当していること。ただし、名誉教授を含む。 (3) 優れた研究業績を有する者。
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	(1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。 (2) ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた研究業績を有し、当該分野で現在も指導的立場にある者。

6. 採用予定数

種別	採用予定数
外国人特別研究員 (一般)【PF01】	第1回(平成26年9月)募集分 約120名 第2回(平成27年5月)募集分 約120名
外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】	第1回(平成26年10月)募集分 約15名 第2回(平成27年1月)募集分 約15名 第3回(平成27年4月)募集分 約15名 第4回(平成27年7月)募集分 約15名
外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】	約20名
外国人招へい研究者 (長期)【IF01】	約70名
外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	第1回(平成26年9月)募集分 約110名 第2回(平成27年5月)募集分 約100名
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	第1回(平成26年9月)募集分 数名 第2回(平成27年5月)募集分 数名

7. 採用期間及び来日時期

種別	採用期間及び来日時期
外国人特別研究員 (一般)【PF01】	(1) 採用期間は、12か月以上24か月以内とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 第1回募集分 平成27年4月1日～平成27年9月30日

	第2回募集分 平成27年9月1日～平成27年11月30日
外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】	(1) 採用期間は、1か月以上12か月以内とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 第1回募集分 平成27年 4月1日～平成28年3月31日 第2回募集分 平成27年 7月1日～平成28年3月31日 第3回募集分 平成27年10月1日～平成28年3月31日 第4回募集分 平成28年 1月1日～平成28年3月31日
外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】	(1) 採用期間は、12か月以上24か月以内とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 平成27年4月1日から平成27年11月30日
外国人招へい研究者 (長期)【IF01】	(1) 採用期間は、2か月以上10か月以内とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 平成27年4月1日～平成28年3月31日
外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	(1) 採用期間は、14日以上60日以内とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 第1回募集分 平成27年 4月1日～平成28年3月31日 第2回募集分 平成27年10月1日～平成28年3月31日
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	(1) 採用期間は、7日以上30日以内[注]とします。 (2) 今回の募集は、下記の時期に来日(研究開始)する予定の外国人研究者を対象とします。 第1回募集分 平成27年 4月1日～平成28年3月31日 第2回募集分 平成27年10月1日～平成28年3月31日 [注] 国内で開催する単発の講演会のためだけに数日間のみ招へいする実施計画については対象になりません。

8. 本会の支給経費(予定)

種別	本会の支給経費(予定)
外国人特別研究員 (一般)【PF01】	(1) 渡航費 国際航空券で支給します(本会の規定によります。) (2) 滞在費 月額362,000円 (3) その他 渡日一時金 定額200,000円、海外旅行保険 [注] 採用通知発行日以降において日本国内に居住する(住所を有する)者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて研究費(科学研究費補助金[特別研究員奨励費])に応募することができます。

<p>外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】</p>	<p>(1) 渡航費 国際航空券で支給します(本会の規定によります。) (2) 滞在費 ①日本における研究開始時に博士の学位を有する者： 月額 362,000 円 ②日本における研究開始時に博士の学位を有しない者： 月額 200,000 円 (3) その他 渡日一時金(4か月以上の滞行者のみ、定額 200,000 円)、 海外旅行保険 [注] 採用通知発行日以降において日本国内に居住する(住所を有する) 者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記 のほか、受入研究者は、調査研究費(採用月数に応じて 81,000 円 ~972,000 円)を申請することができます。</p>
<p>外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】</p>	<p>(1) 渡航費 国際航空券で支給します(本会の規定によります。) (2) 滞在費 月額 387,600 円 (3) その他 渡日一時金 定額 200,000 円、海外旅行保険 [注] 採用通知発行日以降において日本国内に居住する(住所を有する) 者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記 のほか、受入研究者は、所属機関を通じて研究費(科学研究費補助 金[特別研究員奨励費])に応募することができます。</p>
<p>外国人招へい研究者 (長期)【IF01】</p>	<p>(1) 渡航費 国際航空券で支給します(本会の規定によります。) (2) 滞在費 月額 369,000 円 (3) その他 国内研究旅費(定額 100,000 円)、研究費(定額 40,000 円)、 海外旅行保険</p>
<p>外国人招へい研究者 (短期)【IF02】</p>	<p>(1) 渡航費 国際航空券で支給します(本会の規定によります。) (2) 滞在費 日額 18,000 円 (3) その他 国内研究旅費(定額 150,000 円)、海外旅行保険</p>
<p>外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】</p>	<p>(1) 渡航費 原則としてビジネスクラスの国際航空券で支給します(本 会の規定によります。) (2) 滞在費 日額 42,000 円 (3) その他 国内研究旅費(定額 150,000 円)、海外旅行保険</p>

[注] 支給経費の額については、予算等の事情により変更することがあります。

9. 申請手続

- 1) 外国人特別研究員(一般)【PF01】、外国人特別研究員(欧米短期)【PF02】、外国人招へい研究者(長期)【IF01】、外国人招へい研究者(短期)【IF02】、外国人招へい研究者(短期S)【IF03】

募集は、電子申請システムを通じた申請と併せて必要書類(紙媒体)が申請受付期間内に提出された場合のみ、有効な申請となります。電子申請システムの詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jstps.go.jp/>)を参照してください。

(1) 提出書類(紙媒体)

申請者(受入研究者)は、下記①の書類を整え、所属機関長へ提出してください。所属機関長は、申請を取りまとめ、下記②の書類を添付して、申請期間中に下記「14.」の送付先に提出し

てください。なお、使用する用紙は全て A4 判で両面印刷とします。申請にあたっては本会所定の様式を使用してください。

①申請者（受入研究者）が準備する書類（所属機関へ提出）

種別	申請者（受入研究者）が準備する書類	部数
外国人特別研究員 （一般）【PF01】	a 外国人特別研究員（一般）申請書（様式 1） b JSPS Fellowship Programs for Overseas Researchers : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIP FOR OVERSEAS RESEARCHERS (STANDARD) (FORM2) c 候補者の博士論文指導者等（受入研究者以外の者）からの推薦書（主要な推薦書を 1 件（推薦者 1 名）のみ添付のこと。）	それぞれ正本 1 部、写し 6 部
外国人特別研究員 （欧米短期）【PF02】	a 外国人特別研究員（欧米短期）申請書（様式 1） b JSPS Fellowship Programs for Overseas Researchers : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIP FOR NORTH AMERICAN AND EUROPEAN RESEARCHERS (Short-term) (FORM2) c 候補者の博士論文指導者等（受入研究者以外の者）からの推薦書（主要な推薦書を 1 件（推薦者 1 名）のみ添付してください。）	それぞれ正本 1 部、写し 4 部
外国人招へい研究者 （長期）【IF01】	a 外国人招へい研究者（長期）申請書（様式 1） b JSPS Fellowship Programs for Overseas Researchers : APPLICATION FORM FOR JSPS INVITATION FELLOWSHIP FOR OVERSEAS RESEARCHERS (Long-term) FORM2	それぞれ正本 1 部、写し 3 部
外国人招へい研究者 （短期）【IF02】	外国人招へい研究者（短期）申請書（様式 1）	正本 1 部、写し 3 部
外国人招へい研究者 （短期 S）【IF03】	外国人招へい研究者（短期 S）申請書（様式 1）	正本 1 部、写し 3 部

[注 1] 様式 1 は、電子申請システムを用いて作成する PDF と、各種ホームページ掲載の様式データファイルを用いて作成する文書で構成されます。様式 2 は、各種ホームページからダウンロードしてください。

[注 2] 博士号学位取得証明書の正本又は学位記の写しについては、PF01、PF02 の採用決定者のみ提出が必要です（申請時においては不要です。）。PF02 の採用決定者について、博士号学位取得前の場合については、博士号取得見込証明書の提出が必要です（申請時には不要です。）。

[注 3] 審査を実施する分野については、分科細目に対応するいずれかの領域に区分されるので留意してください（本会ホームページ内の各種別の「申請書作成上の注意事項」（<http://www.jsps.go.jp/j-fpo/index.html>）を参照してください。）。

[注 4] 提出書類は、順番に 1 部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、正本を一番上にして提出してください。また、提出書類 a 及び b は両面使用してください。

[注5] 提出書類の写しは書面審査の資料となるので、落丁その他の誤りがないように複写してください。

[注6] 提出書類cは、翻訳を含め合計して2枚以内としてください（両面使用可）。また、日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、日本語訳を付してください。

②申請者（受入研究者）の所属機関が準備する書類

種別	申請者（受入研究者）の所属機関が準備する書類	部数
外国人特別研究員 （一般）【PF01】	a 申請件数一覧（兼受入承諾書） b 外国人特別研究員候補者リスト	それぞれ正本 1部
外国人特別研究員 （欧米短期）【PF02】	a 申請件数一覧（兼受入承諾書） b 外国人特別研究員候補者リスト	それぞれ正本 1部
外国人招へい研究者 （長期）【IF01】	a 申請件数一覧（兼受入承諾書） b 外国人招へい研究者候補者リスト	それぞれ正本 1部
外国人招へい研究者 （短期）【IF02】	a 申請件数一覧（兼受入承諾書） b 外国人招へい研究者候補者リスト	それぞれ正本 1部
外国人招へい研究者 （短期S）【IF03】	a 申請件数一覧（兼受入承諾書） b 外国人招へい研究者候補者リスト	それぞれ正本 1部

[注1] a及びbについては、電子申請システムを用いて作成してください。

(2) 申請受付期間

種別	申請受付期間
外国人特別研究員 （一般）【PF01】	第1回募集分 平成26年9月1日（月）～5日（金）（必着） 第2回募集分 平成27年4月28日（火）～5月8日（金）（必着）
外国人特別研究員 （欧米短期）【PF02】	第1回募集分 平成26年10月6日（月）～10日（金）（必着） 第2回募集分 平成27年1月5日（月）～9日（金）（必着） 第3回募集分 平成27年4月6日（月）～10日（金）（必着） 第4回募集分 平成27年7月6日（月）～10日（金）（必着）
外国人招へい研究者 （長期）【IF01】	平成26年9月1日（月）～5日（金）（必着）
外国人招へい研究者 （短期）【IF02】	第1回募集分 平成26年9月1日（月）～5日（金）（必着） 第2回募集分 平成27年4月28日（火）～5月8日（金）（必着）
外国人招へい研究者 （短期S）【IF03】	第1回募集分 平成26年9月1日（月）～5日（金）（必着） 第2回募集分 平成27年4月28日（火）～5月8日（金）（必着）

[注1] 上記の申請受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者（受入研究者）が所属機関長に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので注意してください。

[注2] 申請受付時間は、9：30～12：00及び13：00～17：00（日本時間）です。

2) 外国人特別研究員（定着促進）【PF03】

外国人特別研究員（定着促進）の募集は、必要書類（紙媒体）が申請受付期間に提出された場合のみ、有効な申請となります。

(1) 提出書類（紙媒体）

受入研究者は、下記①の書類を整え、所属機関長へ提出してください。所属機関長は、申請を取りまとめ、下記②の書類を添付して、申請期間中に下記「14.」の送付先に提出してください。なお、使用する用紙は全て A4 判で両面印刷とします。申請にあたっては本会所定の様式を使用してください。

①受入研究者が準備する書類（所属機関へ提出）

受入研究者が準備する書類	部数
a 外国人特別研究員（定着促進）申請書（様式1）	それぞれ正本1部、 写し7部
b JSPS Fellowship Programs for Overseas Researchers : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIP FOR OVERSEAS RESEARCHERS (Pathway to University Positions in Japan) (FORM2)	
c 候補者の博士論文指導者等（受入研究者以外の者）からの推薦書（主要な推薦書を1件（推薦者1名）のみ添付のこと。）	

[注1] 博士号学位取得証明書の正本又は学位記の写しについては、採用決定者のみ提出が必要です（申請時において不要です）。

[注2] 審査を実施する分野については、分科細目に対応するいずれかの領域に区分されるので留意してください（本会ホームページ内の各種別の「申請書作成上の注意事項」（<http://www.jsps.go.jp/j-fpo/index.html>）を参照してください）。

[注3] 提出書類 a～c は、順番に1部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、正本を一番上にして提出してください。また、提出書類 a 及び b は両面使用してください。

[注4] 提出書類の写しは書面審査の資料となるので、落丁その他の誤りがないように複写してください。

[注5] 提出書類 c は、翻訳を含め合計して2枚以内としてください（両面使用可）。また、日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、日本語訳を付してください。

②機関が準備する書類

機関が準備する書類	部数
a 申請件数一覧（兼受入承諾書）	a、b は正本1部 c は申請1件につき 正本1部、写し7部 d は CD-R(W)1枚
b 外国人特別研究員候補者リスト	
c 申請機関が実施する外国人研究者の定着促進のための具体的な取り組みに関する説明書	
d ①、②の電子データ	

[注1] 提出書類 c は、A4 判の用紙1枚以内とし（両面使用可）、受入研究者の準備する書類（所属機関へ提出） a～c の次に1部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、これを8セット（正本1部、写し7部）用意し、正本を一番上にして提出してください。

[注2] d について、①の a（1 ページ目のみ）のエクセルファイル、②の a、b、c それぞれのワード、エクセルファイルを提出してください。その際のファイル名は、「機関番号（機関名）－様式○」（例：10000（〇〇大学）－様式1）等とし、CD-R(W)のいずれかに保存し、提出してください。なお、CD-R(W)以外の媒体（USBメモリ・フロッピー・MO等）での提出は受けつけられません。

(2) 申請受付期間

平成26年9月1日（月）～5日（金）（必着）

[注1] 上記の申請受付期間は申請者（所属機関の長）から本会に申請書類が提出される期限であり、

受入研究者が申請者（所属機関の長）に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので注意してください。

[注2] 申請受付時間は、9：30～12：00 及び 13：00～17：00（日本時間）です。

10. 選考及び結果の通知

(1) 選考

①選考は、本会の特別研究員等審査会等において、書面審査及び合議審査により行われます（本会ホームページ内の各種別の「選考方法」(<http://www.jsps.go.jp/j-fpo/index.html>)を参照してください)。

②審査方針は、以下のとおりです。

種別	審査方針
外国人特別研究員 (一般)【PF01】	<ul style="list-style-type: none"> i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。 ii) 招へいによって、外国人特別研究員候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。 iii) 申請者と候補者の事前交渉などが密接に行われ、研究計画が具体的であること。 iv) 申請者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。 v) 採用者の国籍、受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。とりわけ多様な国からの来日に配慮すること。
外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】	<ul style="list-style-type: none"> i) この招へいが実施され、欧米諸国との交流が一層発展することが期待できること。 ii) 招へいによって外国人特別研究員候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。 iii) 申請者と候補者の事前交渉などが密接に行われ、研究計画が具体的であること。 iv) 博士号取得前の者については、研究の発展性も考慮にいれること。 v) 採用者の受入機関、専門分野は、なるべくかたよらないこと。
外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】	<ul style="list-style-type: none"> i) 申請機関において、外国人研究者の定着促進を通じて、研究、教育の国際化を目指す明確なビジョン・計画を有し、具体的な取り組みを行っていること（外国人研究者の定着を促進する環境整備を含む。）。 ii) 申請機関において、本事業の採用期間終了後、採用された外国人特別研究員の常勤研究者としての雇用が予定されていること。 iii) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。 iv) 招へいによって、外国人特別研究員候補者と受入研究者双方の研究の推進が期待できること。 v) 受入研究者と候補者の事前交渉などが密接に行われ、研究計画が具体的であること。 vi) 申請機関における受入体制が十分に整っていること。
外国人招へい研究者	<ul style="list-style-type: none"> i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。

(長期)【IF01】	<ul style="list-style-type: none"> ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。 iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、研究計画が具体的であること。 iv) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。 v) 我が国の研究者と外国人研究者との共同研究等を目的とするものであること。 vi) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。
外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	<ul style="list-style-type: none"> i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。 ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。 iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、活動計画が具体的であること。 iv) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。 v) 受入機関のみならず、多数の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。 vi) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	<ul style="list-style-type: none"> i) 短期の審査方針 i) から vi) がより慎重に考慮されることに加え、次の点も考慮されます。 ii) 招へい研究者は、ノーベル賞受賞等特段に優れた研究業績を有する者で、当該分野で現在も指導的立場にあること。 iii) 受入機関の研究水準及び国際的評価の向上に資するものであること。 iv) 招へい研究者の研究指導及び共同研究等が幅広く、円滑に行えるよう受入機関としての体制が整っていること。また、訪問研究機関における調整も充分なされていること。

[注] 所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても審査の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(2) 選考結果の通知

①選考結果については、本会理事長から所属機関の長に文書で通知します。通知予定時期については、以下のとおりです。

種別	選考結果の通知予定時期
外国人特別研究員	第1回募集：平成27年1月中旬頃

(一般)【PF01】	第2回募集：平成27年8月中旬頃
外国人特別研究員 (欧米短期)【PF02】	第1回募集：平成27年1月中旬頃 第2回募集：平成27年4月中旬頃 第3回募集：平成27年7月中旬頃 第4回募集：平成27年10月中旬頃
外国人特別研究員 (定着促進)【PF03】	平成27年1月下旬頃
外国人招へい研究者 (長期)【IF01】	平成27年1月中旬頃
外国人招へい研究者 (短期)【IF02】	第1回募集：平成27年1月中旬頃 第2回募集：平成27年8月中旬頃
外国人招へい研究者 (短期S)【IF03】	

- ②採用された外国人研究者には、本会から採用通知その他の関係書類を送付します。また、採用された外国人研究者及び受入研究者の氏名、研究課題名等を本会のホームページ上で公開します。
- ③不採用となった候補者には選考結果を直接通知しませんが、PF01については、申請者には全申請におけるおおよその位置付けを通知します。

[通知の内容及び方法]

- a 不採用の申請を以下の3段階に区分し、おおよその位置付けを示します。また、参考のため、全申請数及び採用者数を示します。
- 不採用 A (不採用の中で上位)
 - 不採用 B (不採用の中で中位)
 - 不採用 C (不採用の中で下位)
- b 通知は封書で送付します。

[注] 選考及び結果の通知に関する個別の問合せには応じられません。

11. 受入研究者、招へいする外国人研究者及び受入研究機関の義務（研究費の適切な使用等）

受入研究者、招へいする外国人研究者及び受入研究機関は、以下の(1)～(10)に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は「外国人研究者招へい事業諸手続の手引」の記載事項を遵守してください。記載事項を遵守しなかった場合、外国人研究者採用の取消し、支給経費の停止（国際航空券の支給停止を含む）特別研究員奨励費等の研究費（PF01、PF03）を含む支給済みの経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 受入研究者は、招へいする外国人研究者の来日後の円滑な研究遂行を可能にするため、受入体制（研究室での受入条件、受入れにあたっての身分等）を十分告知し、その合意を得たうえで申請すること。
- (2) 受入研究者は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、招へいする外国人研究者が受入研究機関において滞りなく共同研究等の研究活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また招へいする外国人研究者の来日前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む）及び宿舎の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 受入研究者は招へいする外国人研究者に対し、フェローシップ期間中すべての人権侵害行為（人

種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。

- (4) 招へいする外国人研究者は、フェローシップ期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、アビューズ、ネグレクト等)を行ってはならない。
- (5) 招へいする外国人研究者は、採用期間中、原則として継続的に日本に滞在し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事せず、受入研究機関において本フェローシップに係る研究活動に専念すること。ただし、PF01、PF02、PF03については、出産・育児に伴い採用期間を中断している場合はこの限りでない。また、本フェローシップに係る活動で報酬を得ないこと。
- (6) 受入研究者及び招へいする外国人研究者は、研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(研究費の私的使用、目的外使用等)を行わないように、本会及び受入研究機関の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (7) 受入研究者及び招へいする外国人研究者は、採用期間終了後1か月以内に別に定める様式によって報告書を提出すること。
- (8) IF01、IF02、IF03については、本事業により講演等を行う場合には、本会の招へい事業である旨を明示すること。
- (9) 受入研究機関は、受入研究者及び招へいする外国人研究者に対し、研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(研究費の私的使用、目的外使用等)が行われることがないように、本会及び当該機関の定めるルール(不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む)を告知し、遵守させること。
- (10) 受入研究機関は、招へいする外国人研究者の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努めること。

[注] 競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「競争的資金等の適正な使用等について」)をご参照ください。

12. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。なお、採用された場合、採用者の氏名、国籍、職名、研究機関名、研究課題名、研究に従事する機関名、受入研究者の氏名、職名及び研究報告書が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

13. その他の注意事項

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) PF01、PF02、PF03については、同一の種別に、1人の受入研究者が2人以上の外国人研究者を候補者として同時に申請する場合は、当該候補者に優先順位を付してください。
- (3) IF01、IF02、IF03については、各回の募集に、1人の受入研究者が、2人以上の外国人研究者を候

補者として申請することはできません。

- (4) 同一の種別に、1人の候補者が2人以上の受入研究者を通じて申請することはできませんので、申請にあたっては候補者に事前に確認してください。
- (5) 各回の募集で、同一人が、本事業の複数の種別の候補者となることはできません。ただし、PF01、PF02は、各回の募集でも、同一人が両方の候補者となることができます。
- (6) 「11 (3)」に関し、万が一、非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業及び論文博士号取得希望者に対する支援事業に申請することができません。
- (7) 本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。外国人研究者が採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。
- (8) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会の国際交流事業に採択されたことがある受入研究者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との間に密接な関連性があると判断した場合、それを明確にしたうえで申請してください。
- (9) 申請に関する詳細な注意事項等については、本会ホームページ内の各種別の「申請書作成上の注意事項」（<http://www.jsps.go.jp/j-fpo/index.html>）及びQ&Aを参照してください。

14. 申請書類の送付先及び連絡先

（外国人特別研究員（一般、欧米短期、定着促進））

独立行政法人日本学術振興会 人物交流課「外国人特別研究員」担当

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

電話：(03)3263-3444, 3761（一般）

(03)3263-3769, 3783（欧米短期、定着促進）

メールアドレス：postdoc-standard@jsps.go.jp（一般）

postdoc-short@jsps.go.jp（欧米短期）

postdoc-pathway@jsps.go.jp（定着促進）

（外国人招へい研究者（長期、短期、短期S））

独立行政法人日本学術振興会 人物交流課「外国人招へい研究者」担当

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

電話：(03)3263-2480, 9094

メールアドレス：invitation@jsps.go.jp

競争的資金等の適正な使用等について

2014年2月

国際事業部・海外派遣事業課

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、国際交流に関する各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

（1）不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（2）研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成25年規程第4号「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び競争的資金等の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業について、研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「不正行為」とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用

又は競争的資金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 不正行為に関する措置の対象者

- ・不正行為に関与したと認定された者。
- ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。なお、不正行為に係る競争的資金等の返還額は、当該不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない。

措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為又は不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為又は不正使用等の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

また、日本学術振興会は、国の行政機関及び独立行政法人（日本学術振興会を除く。）が交付する競争的資金等において不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、競争的資金等を交付しません。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成26年12月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施)期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究: 100～500万円以内/年度 セミナー: 120～250万円以内	共同研究: 1～3年 セミナー: 1週間以内	全地域(ただし募集時期によって異なる)	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月(対応機関がある国)又は2月(オープンパートナーシップ)	研究者
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日～2年間(派遣国、対応機関による)	カナダ、豪州、ドイツ、フィンランド、フランス、ノルウェー	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内	2～3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学分野	1月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局長
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	ドイツ	全分野	2月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
	HOPEミーティング～ノーベル賞受賞者との5日間～ (研究協力第一課)	アジア太平洋地域等の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋地域等	年度ごとの分野/テーマ	9月	博士課程学生、ポストドク研究者
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	年度ごとの分野/テーマ	2月	研究者
	頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課)	大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方の人的交流を展開する取組を支援。	若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費	事業期間: 1～3年間	全地域	全分野	5月	機関長
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月7月10月1月	受入研究者
	外国人特別研究員(定着促進) (人物交流課)	外国人研究者を大学等で常勤職として採用する取り組みを促すため、大学等で外国人研究者を招へいする機会を提供。	渡航費(往路航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	9月	機関長
	外国人招へい研究者長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	外国人招へい研究者短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	原則3年	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者